

福祉部指定管理者に対するモニタリング評価基準等

1 基本的な評価の考え方（基準）

S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている

※ 協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が優れている場合など

A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好（100%）

※ 協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が良好な場合など

B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好（概ね90%以上）

※ 協定内容どおり業務を履行しているが、利用者満足度が概ね良好な場合など

C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る（概ね60%以上）

※ 協定内容の業務に一部不履行がある場合など

D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して顕著に下回る（未着手含む）

※ 協定内容の業務に相当不履行がある場合など

2 評価を数値で行う場合の基準

S：前指定管理期間の平均と比較し、120%以上

A：前指定管理期間の平均と比較し、100%以上

B：前指定管理期間の平均と比較し、90%以上

C：前指定管理期間の平均と比較し、60%以上

D：前指定管理期間の平均と比較し、60%未満

※前指定管理期間はH18年度からH20年度とする。利用形態の変更、対象者の変更などにより、単純な比較が困難な場合は、平成20年度或いは前指定管理期間の平均のいずれかと比較する。そのいずれとも比較が困難な場合は、直近の期間と比較して評価することができるものとする。

※休館等により、著しく利用可能期間が制限される場合は、比較対象期間の利用可能期間に合わせて補正した数値で評価するものとする。

※利用者数等の増減に特段の事情がある場合には、その理由を付して、委員会の合議により評価を決定することができるものとする。

※上記、注釈のいずれによっても、比較が困難な場合は、評価しないことができるものとする。

3-1 収支に関する評価基準<指定管理経費が妥当かどうか>

- S：必要な管理経費を支出しており、利用者の評判がかなりいい
- A：必要な管理経費を支出しており、問題事項はない
- B：必要な管理経費を支出しており、利用者の苦情等もあまりない
- C：必要な管理経費を支出してない部分が一部ある
- D：必要な管理経費を支出してない部分が相当ある

3-2 収支に関する評価基準<経費節減>

- S：経費節減の努力をしており、大きな成果をあげつつある
- A：経費節減の努力をしており、成果が見えつつある
- B：経費節減の努力はしているが、まだ成果は見受けられない
- C：経費節減の努力があまり見受けられない
- D：経費節減に対する意識がまったくない

4 その他の評価の基準

(主な例)

- ・ 利用者に影響なく、単に実施時期がずれた場合 B or C
(アンケートの実施が8月から10月になる場合など)
- ・ 利用者に影響ある事が、4月実施の予定が8月実施に C or D
- ・ 利用者に影響ある事が、4月実施の予定が未実施(今後の予定なし) D